平成２４年（フ）第５９５号
福岡市中央区今泉２丁目１番68―208号
債務者　宇野　陽一
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６００号
福岡市博多区月隈２丁目13番20―201号
債務者　唐田　孝文
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６０２号
福岡県筑紫郡那珂川町中原４丁目22番地　ライズ・リチャーズ405号
債務者　藤　　恒美
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６１１号
福岡市南区高木３丁目16番10―102号
債務者　湊　　良介
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６１５号
福岡県宗像市自由ヶ丘７丁目21番地17　自由ヶ丘ハイツ103号
債務者　田中淳一郎
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６３０号
福岡市早良区賀茂２丁目６番35―202号
債務者　毛利　恭博
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６３４号
福岡県糟屋郡志免町別府１丁目15番11―203号
債務者　田下　　誠
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６４２号
福岡市西区姪浜駅南２丁目15番37―105号
債務者　白水　道治
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６４９号
福岡市東区原田１丁目９番６－５号
債務者　原　　貴代
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６５３号
福岡市東区名島３丁目27番27―201号
債務者　近縄　和隆
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６５４号
福岡市早良区藤崎１丁目18番８号
債務者　松村　陽二
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６５５号
福岡市南区鶴田３丁目23番８号
債務者　谷本ジュビーこと　ＴＡＮＩＭＯＴＯ　ＪＵＶＹ　ＥＬＦＡＮＴＥ
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６５７号
福岡市南区向野１丁目19番８号
債務者　西島喜久子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６７０号
福岡市中央区薬院１丁目６番５―704号
債務者　藤本　啓子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６７３号
福岡市東区三苫４丁目３番18―507号
債務者　川添　直美
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６８０号
福岡市東区若宮５丁目６番１号
債務者　高芝　正純
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６８１号
福岡市東区若宮５丁目６番１号
債務者　高芝富士子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６９０号
福岡県大野城市下大利４丁目15番12―711号
下大利ネクステージ
債務者　長澤　健一
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部